

海津市まちづくり委員会「第19回自治基本条例策定分科会」会議録

開催年月日 平成25年3月15日(金)

開催場所 海津市役所 海津庁舎 3階 委員会室

分科会委員定数 19名

開 会 午後1時30分

閉 会 午後4時30分

出席者 ○分科会委員

| | | |
|-----|--------------|-----------|
| | 公募市民 | 伊 藤 幹 男 |
| 会 長 | " | 古 川 邦 彦 |
| | " | 佐 藤 芳 満 |
| | " | 今 津 美 憲 |
| | " | 野 津 繁 雄 |
| 副会長 | NPO法人まごの手クラブ | 田 中 由 美 子 |
| | ボランティア連絡協議会 | 下 田 博 暉 |
| | 海津市自治連合会代表 | 宮 脇 信 幸 |
| | 岐阜経済大学准教授 | 菊 本 舞 |
| | 総務課 | 菱 田 登 |
| | ○事務局 企画部長 | 伊 藤 恵 二 |
| | 企画政策課 課長 | 中 島 哲 之 |
| | | 徳 永 宗 哲 |
| | " 主任 | 近 藤 健 二 |
| | " 主任 | 土 井 敬 子 |

欠 席 者

| | | |
|--|------------------------|---------|
| | 公募委員 | 大 橋 宗 明 |
| | " | 堀 田 義 郎 |
| | " | 土 方 隆 博 |
| | " | 村 上 碩 也 |
| | " | 古 川 義 弘 |
| | NPO法人良縁の会ひまわり | 櫻 木 徳 子 |
| | 女性人材リスト | 石 川 春 代 |
| | NPO法人セーフティサポートコミュニティ平田 | 森 秀 和 |
| | NPO法人ゆうゆうアテンダント | 藤 田 重 紀 |

会議次第

1. あいさつ
2. 意見交換
3. 講評
4. 事務連絡

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>みなさんこんにちは。</p> <p>本日はお忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。</p> <p>これより、海津市まちづくり委員会「第19回自治基本条例策定分科会」を開催させていただきます。</p> <p>古川邦彦分科会長からご挨拶をお願いします。</p> |
| 会長 | (あいさつ) |
| 事務局 | <p>ありがとうございました。</p> <p>さて、本日の予定でございますが、意見交換を行いたいと思います。終了予定時刻は、15:30です。</p> <p>それでは会議の司会を、海津市まちづくり委員会要綱の規定により、古川分科会長にお願いいたします。よろしくをお願いします。</p> |
| 会長 | <p>それでは次第に基づき進めさせていただきます。</p> <p>次第2「意見交換」について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>今回の内容は事前にお送りいたしました次第にありますとおり、皆さんから頂いた意見を基に骨子案の修正について意見交換を行います。</p> <p>では意見交換のまとめを含めて15時20分まで行いたいと思います。</p> |
| 会長 | <p>本日は私の方で進行し、菊本委員には助言をお願いしたいと思います。</p> <p>では意見交換をはじめさせていただきます。</p> <p>まず前文について検討に時間がかかりますので最後にします。では次の定義について意見を提出して頂いた方、説明をお願いします。</p> |
| A委員 | <p>第2条第2項の「市民が主体的に」を「市民が自主的に」と変更してはどうかということです。これは市民が自ら行うことを強調してはどうかと思いました。</p> |
| 会長 | <p>私も辞書で調べてみました。主体的にというのは、自分の考えや判断によって行動する様子。自主的にとは自分自身で物事を判断したり処理したりする様。意味的はほとんど変わりありません。事務局はどうですか。</p> |
| 事務局 | <p>「主体的に」と用いたのは、自分たちの意思で行動し、それによって何らかの作用が生まれる。そういったことが「主体」という言葉の中にあるので、そういう観点で用いました。ここは「自主的」</p> |

| | |
|------|--|
| | でも問題はないと思います。 |
| 会 長 | A 委員 なにか意見ありますか。 |
| A 委員 | 今回の条例では、住民参加というか協働というのが中心で、自ら参加するということに力点を置かれて「主体的」という言葉が使われたと理解しています。私は「自主的」がいいと思います。 |
| 会 長 | 他の委員さんはどうですか。 |
| B 委員 | 主体的にというと人々の中心になって動くということになりますし、自主的にというと参加したい人は参加し、参加したくない人は参加しないという様なニュアンスがあるのかなあとと思いますが、どちらかというと自主的の方がと思います。 |
| C 委員 | 市民に対しては「主体」でいいのではないかと思います。 |
| D 委員 | 「自主的」という方がニュアンスとしてはいいのではないかと思います。 |
| E 委員 | 私は「自主的」だと、個人が何か思っているかもしれないし、誰かに声をかけるという連携もできると思うし、「主体的」のほうが2人でも3人でも塊として動けるといってそれで市政に参画すると思いました。 |
| F 委員 | 「自主的」というと自分がいく、そんな感じかなと思います。「主体的で」いいのではないかと思います。 |
| G 委員 | 条文のスタイルから言うと「主体的」がいいと思います。 |
| 会 長 | 私も「主体的」でいいと思います。では事務局、原文のままを進めさせていただきます。 では第3条の基本原則のところ説明をお願いします。 |
| A 委員 | 第3条第3号協働の原則で、市民・行政・議会の3者の関係については、まだ議論のある点あるだろうと思うのです。また対等というのはどういう意味であるのか。そしてこの条例の第6条に「市長は市民の信託に応え」とあります。また議会は「市議会は、市民の信託を受けた議事機関として」とあります。市民は市長、市議会に信頼して任せているという表現になっています。 ここでは3者が対等な関係ということとまた別の意義が出てくるのではないかと考えられます。そこで「対等」という言葉をなくしても協働関係の意味は通じるので、削除を提案しました。 |

| | |
|------|--|
| 事務局 | 以前原則について討議した時の意見の中に「対等な関係」があったことから「対等な協働関係」としました。 |
| 会 長 | 他の委員さんどうですか。 |
| A 委員 | もっと市民のことを強調したいということがあってのことだと理解しました。ある村長はこういうことを言っています。公務員は公僕だと。そこでの発言を基にすると対等ではないのではないかと思います。 |
| 会 長 | 他の方どうですか。菊本委員なにか意見ありませんか。 |
| 菊本委員 | A 委員の意見について皆さんがどのように受け止めていらっしゃるかわかりませんが。今の意見は、対等なというよりは市民に主権があってそれを基にした協働の関係というものをこの自治基本条例の中で謳った方がいいという意見。より積極なという意味で対等という言葉は取った方が、いいのではないかという意見だと思います。 読む語感として私の印象ですが、「対話」と「対等」と同じ「対」という言葉が続きますので、無くても良いと思います。 |
| 会 長 | 委員さんなにか意見ありますか。無いようでしたら菊本委員の助言もあったことで、「対等」は削るということでよろしいか。事務局よろしいか。 |
| 事務局 | はい。 |
| 会 長 | では「対等」は削るということでよろしくお願いします。 次に参ります。第5条市民の責務について説明をよろしくお願いします。 |
| A 委員 | 自治基本条例の策定の目的は、住民が市政に参加しやすい状況にすることと、行政や議会のなすべきことを明確にすることだと思います。もともとこの条例で市民がどうあるべきとか市民が何をしなければならないかという、義務と強制をするべきではないというのが私の基本的な考えです。 憲法や地方自治法に権利が明記されていて、権利としてこういうものがあるとの条例で明記すればいいので、義務的な規定はこの条例にそぐわないと考えています。 |
| 会 長 | ありがとうございました。私が思ったことは、第5条の市民の責務については、岸和田市は載せています。垂井町は軽く乗せていま |

| | |
|-----|---|
| | <p>す。伊賀市は載せておりません。よって市民の責務を乗せることについては、平均的なことではないかなと思います。</p> <p>ただ第1項から読んでいった時にA委員が気になられたのは最後の第3項のところだと私は思いました。よって第3項を削り、第1項第2項を残してはどうでしょうか。ご意見をお聞きしたいと思います。</p> |
| 事務局 | <p>第5条第1項について、文末の表現を柔らかい表現に変更します。第2項第3項については他の市町村の自治基本条例で規定されているので、引用しました。</p> <p>第3項については、義務を果たさなければ権利はないということではなく、当たり前のこととして記載しました。</p> |
| D委員 | <p>もう少しわかりやすく柔らかく表現した方が良くはないかなと思う。それと「公共の福祉」の意味を教えてください。</p> |
| 事務局 | <p>「公共の福祉」ですがいろいろな説明がありますが、ここでは「社会全体の利益や幸福」としています。</p> |
| 会 長 | <p>ほかなにか意見ありますか。</p> |
| C委員 | <p>第1項はそのままで、第2項第3項は削除してもよいと思います。</p> |
| B委員 | <p>海津市民として当たり前のことのような気がしますし、別の何かで上がっているように思いますので、あまり長くない方がいいかなと思います。</p> |
| 会 長 | <p>ありがとうございました。バランスを考えると表現を柔らかくし、削除するところは削除する方向で行こうかと思います。</p> <p>少し整理しますと、第5条を削除する意見と、何らかの形で残すどちらが良いかということですが。挙手をお願いします。</p> <p>第5条削除はどうですか。 （1名挙手）</p> <p>何らかの形で残す。 （1名以外全員挙手）</p> <p>ではどれをどう修正するか。第1項については文末を柔らかい表現に修正するという事です。</p> <p>第1項を残すという方挙手をお願いします。 （6名挙手）</p> <p>では文末を修正し残すということをお願いします。 第2項の文末を修正し残すという方挙手をお願いします。 （5名挙手）</p> <p>では文末を修正し残すということをお願いします。</p> |

| | |
|-----|--|
| 会長 | <p>第3項を残すか削除するか挙手をお願いいたします。 (6名挙手) では削除でお願いします。</p> |
| A委員 | <p>では第7条「職員の責務」について説明をお願いいたします 「職員は、市全体の奉仕者である」から「職員は、市民全体の」と表現の変更です。条文骨子案の中で「市」が「市民」とは区別されて「執行機関」「行政機関」との意味で使用されているので、文意を明確にする為に変更した方がいいと思いました。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございました。事務局なにか意見ありますか。</p> |
| 事務局 | <p>条例中「市」は「執行機関」や「行政機関」ということで使用していますので、ここでの「市」は「市民」という表現でいいと思います。</p> |
| 会長 | <p>皆さん修正でよろしいですか。では修正ということでよろしくお願いします。 では第10条第1項「公共の福祉のため活動しなければならない」を削除の意見について説明をお願いいたします。</p> |
| A委員 | <p>「公共の福祉」について事務局から説明がありましたが、そういう理解もあるのですが、憲法論議の中で「公共の福祉」というのは、個人同士の権利がぶつかり合った時にどうするかというのを「公共の福祉」という言葉で理解しているという解説もあります。 憲法調査会の中に「公共の福祉」の説明にそういう説明があります。 そういう意味であれば、議会が公共の福祉のためとは意味がないと思います。</p> |
| 会長 | <p>市議会議員の責務についてその他の市町でどのような表現をしていますか。F委員なにか意見ありますか。</p> |
| F委員 | <p>前回の時に「公共の福祉」のところをふやしたのですよね。また削除となると。どちらがいいかははっきりとわからないのですが。</p> |
| A委員 | <p>市議会議員は個人のために活動するのではなくて、市民全体のために活動するという思いでは大賛成です。先ほど言った「公共の福祉」のことばづかいについていろいろ議論があるからその言葉を変えないと誤解がありますよというのが私の意見です。</p> |
| 会長 | <p>D委員なにか意見ありますか。</p> |

| | |
|------|--|
| D 委員 | 伊賀市の議員の責務についてみてみると「公共の福祉」とは書いていません。ただそのように読めるところはあります。 |
| 会 長 | それではまとめますと、A 委員の意見を取り入れながら、「公共の福祉」をわかり易く別の表現にすることいたします。 では次第 1 2 条市民自治協議会の役割等について説明をお願いします。 |
| A 委員 | 原文は「市長の求めに応じて」となっているので、市長の求めがなければ意見が言えないようになっているのではないかと。市長から求めがあろうが無かろうが、市民自治協議会は意見がいえるようにしておくべきではないかと思えます。そうすることによって、市民自治協議会の意義を高めるのではないかと思えます。 |
| 会 長 | ご意見のある方ございましたらどうぞおっしゃってください。 皆さん方 A 委員の意図はご理解いただけたと思えます。事務局どうでしょうか。 |
| 事務局 | 第 3 項を修正します。「市民自治協議会は、市の重要な計画の策定及び変更や、その他市民自治協議会が必要と認める事項について市長に意見を提出することができる。」としてはどうでしょうか。 |
| 会 長 | ありがとうございました。 では第 2 5 条個人情報保護のところについて説明をお願いします。 |
| A 委員 | 個人情報を守る義務のある者は、情報を収集する立場にある行政や企業であって、市民はむしろ情報開示を求める者だと思えます。よって、「市民」を入れるべきではない。また「市」に課せられたものは、努力義務ではないので文末の表現を変えるべきだと思えます。それに市民自治協議会において、情報保護をうたうとすれば、別途定めればよいとおもいます。 |
| 会 長 | それでは各委員の意見を拝聴したいと思えます。 |
| F 委員 | 「市民及び市」と個人情報に関連しておると思うのですね。「市」にしてしまったら「しなければならない」ですし、「市民及び市」なら「努力しなければならない。」だと思うのです。 |
| A 委員 | 自治基本条例の性格からすれば、市民に規制をしようというものではないと思えます。だからあえて「市民」はいらないでしょうということです。 |

| | |
|------|--|
| E 委員 | <p>日頃私たちの活動では個人情報の保護は大切なことであって、公務員は当たり前、でも一般の市民が集まってところではいろんなことが漏れることがあるようなことで、市民一人一人も気をつけなければいけない。そういう事を自覚しなければならいので、やっぱり「市民」を入れた方がいいと思います。</p> |
| C 委員 | <p>一般的には市民はいらないかも知れませんが、我々が市民として受け取ったときには、この文字があるのとないのとでかなり違うのかなと思います。ただ市にだけ押し付けるのではなく、「市民」もあった方がいいと思います。</p> |
| D 委員 | <p>伊賀市では「市民」は入っていません。ただ解説では別に規定することにしています。私としてはどちらでもいいと思います。</p> |
| 菊本委員 | <p>どちらで決めていただいてもいいと思います。この個人情報の保護というのは、市政にたくさんのこれから市民が自主的主体的に参加していこうとしているときに、市民が個人情報に触る部分ということがますます増えて行くことを考えて行くと、「市民」を入れた方がいいということが出てくると思います。</p> <p>もう一つ現場サイドから上がっている声としては、個人情報保護によってまちづくりの壁になってしまって、地域活動が非常に難しくなっているそういった声は実は現場から上がってきています。</p> <p>そういう立場の方からすると、ここで「市民」とすると、活動を縛ってしまうことになってしまうのではないかと、そのような考え方もあると思います。</p> <p>両方あると思いますのでここで見穴さんで決めていただいた方がいいと思います。</p> |
| G 委員 | <p>プライバシーの領域ですので「市民」は外した方がいいと思います。</p> |
| F 委員 | <p>柔らかな表現にするなら「市民」を入れた方がいいかと思います。</p> |
| B 委員 | <p>当たり前のこととして、個人としても個人の情報を漏らしたらダメなので、このままでもいいと思います。</p> |
| 会 長 | <p>それでは迷いに迷いましたが、「市民」を削り「市は」ということで、修正します。</p> <p>では前文のところを検討します。全文修正のようですが説明をお願いします。</p> |
| B 委員 | <p>海津市は、扇状地に住む南濃町民と、平地に住む平田町海津町の皆さままでございます。海津市の立地条件を記載し、道路交通網も中</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>心であり、そこを活かした産業が発展しないかなあとと思います。</p> <p>時代の変化や産業の発展によって農業や商業も変わってきました。そのような変化に対応していかなければならないということで、地の利を生かしたまちづくりの必要性について記載しました。</p> |
| 会 長 | <p>これだけ大幅な修正となりますと、検討の時間がありません。委員の意見をお伺いしたいと思います。</p> |
| D 委員 | <p>出来るだけ簡潔にした方が良くと思います。原文にそって議論した方が良くと思います。</p> |
| 会 長 | <p>他の委員さんどうでしょうか。 （原案にそって検討するが多数） では原案にそって検討していきます。 前文 8 行目の修正について説明をお願いします。</p> |
| A 委員 | <p>「市民と市の権利や責務」から「市民の権利と市の責務」と修正した方が良くと思います。仮に表記するとしても、「市の権利」ではなく「市の権限」だと思えます。</p> |
| 会 長 | <p>事務局のお考えはございますか。</p> |
| 事務局 | <p>「市」を削除でいいと思えます。</p> |
| A 委員 | <p>「市」をいれた意味はわからないでもないのですが、「市の権利」ではなくて「市の権限」だろうし、自治基本条例では、市民が市政に参画することですし、より明確にするには「市民の権利や市の責務」とした方が良くと思います。</p> |
| D 委員 | <p>「市」や「市民」が多くて読みづらくないかと思えます。もう少し簡潔にした方が良くと思います。</p> |
| A 委員 | <p>この基本条例で新しく何が出来るかということ、市民自治協議会と住民投票ですよ。いままで市民に無かった権利として今回付け加えられたということです。そういう意味で「市民の権利」、それに対して行政が応えるということで、「市の責務」となって、市民が主体となる。 だから「市民の意思と責任において」を削ってしまう方がいいと思えます。</p> |
| 会 長 | <p>思いは事務局受け止めていただいたと思えますが。このあたりは事務局に任せておきたいとも思えますが。</p> |

| | |
|------|--|
| 事務局 | <p>もともと「市民と市の権利や責務」となったのは皆さんのご意見で、権利ばかりではなく責務もあるといことでこうなりました。事務局として短くするのであれば、「海津市の自治における市民と市の権利や責務を明らかにし、」を削るのが良いと思います。</p> |
| 会 長 | <p>菊本委員なにか意見ありますか。</p> |
| 菊本委員 | <p>一文としては長いですね。A 委員がおっしゃるようにこの文章の重要な点は、「市民の権利」「市の責務」それと協働関係を築いて行く、その3つが重要だと思います。どちらかを削るということではないかと思います。</p> <p>皆さんのご意見でいいなと思ったのは、少し短くするとすれば、「市民の意思と責任において」を削ればいいと思います。</p> |
| 会 長 | <p>ありがとうございます。それでは全文8行目については菊本委員からご指導いただいた言葉をいただいて、「市民の意思と責任において」を削り、その上の「市民と市の権利」を「市民の権利と市の責務」とすることでご理解いただけますか。</p> <p>ではそういうことでよろしくお願いします。</p> <p>次に「日本の中央部に位置し」を削除する意見についてお伺いします。時間がございませんので削るかどうかだけお伺いします。</p> <p>削るということによろしいか。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>では削除する事にします。次に1行目から4行目の「～豊かな自然に囲まれ、縄文～」4行の文節が長過ぎるということについて説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>ここはそのご意見から「～豊かな自然に囲まれています。また縄文～」と修正します。</p> |
| 会 長 | <p>わかりました。皆さんよろしいですか。</p> <p>ではそのようにお願いします。</p> <p>今日提示していただいた意見については、全てお聞きしたと思います。</p> |
| 事務局 | <p>総務課から「ですます調」の条例案を頂いています。</p> |
| 総務課 | <p>内容については分科会で検討されていますので、総務課では体裁についてご提案します。</p> <p>「ですます調」というのは、普通条例や規則で使われることはありません。無いのが普通ですが、この自治基本条例では全国で260本ほどあります。そのなかで「ですます調」のものは95ありますので、およそ45%が「ですます調」ということは、これは明ら</p> |

| | |
|------------|--|
| | <p>かに他の条例と違い、特別という現れです。 そのようなことでこの提案をしました。 語尾の整え方については、お任せいただいてもいいと思いますが でしょうか。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>皆さんどうでしょうか。</p> |
| <p>C委員</p> | <p>非常に柔らかくていいと思います。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>ありがとうございます。皆さんいいでしょうか。 (賛成多数) ではそのように修正してください。 ありがとうございました。 本日の予定は、以上で終了しました。 これで「第19回海津市自治基本条例策定分科会」を閉じさせて 頂きます。 本日は、ありがとうございました。</p> <p>(16:30 終了)</p> |